

萩原町商工会だより



令和6年6月吉日（水無月）発行：萩原町商工会
TEL：0576-52-2500
https://www.gifushoko.or.jp/hagiwara/ 下呂市萩原町萩原 1166-24

全議案可決承認！いよいよ本格稼働！ 令和6年度萩原町商工会通常総会

去る5月27日（月）、星雲会館において「第64回萩原町商工会通常総会」を開催しました。

日下部鉄彦氏（（株）飛騨コンピュータサービス）の議長により、スムーズな議事進行が行われ、提出しました6つの議案すべてが無事可決承認されました。



いよいよ本格的にスタートする令和6年度の事業計画のポイントを簡単にご紹介します。

☆令和6年度の事業計画のポイント

○経営発達支援計画（第2期）にもとづく事業者支援の強化

- ・地域の経済動向と需要動向の調査
- ・事業計画策定支援による経営力強化
- ・創業と事業承継支援による地域経済の維持
- ・地域の強みを活かした新たな事業展開と販路開拓支援

○円安・物価高騰等、厳しい経営環境における対応支援

○公的支援施策（各種補助金）を活用した直接支援

○経理・申告事務、労務管理の改善による経営支援強化

○商工業・観光振興に向けた各事業の実施

- ・商工祭：9月7日（土）下呂市職員駐車場
- ・飛騨街道天領朝市：7月～11月の第2・第4土曜日
- ・飛騨街道おし祭り：10月の毎週金曜日
- ・補助金等の情報提供と技能講習の受講支援
- ・労働安全衛生視察研修会の実施
- ・南飛騨アートプロジェクト事業への協力
- ・確定申告はじめ税制改正等の対応と支援指導
- ・労働保険事務組合の運営等による労務支援

○下呂市内5商工会と連携した事業者支援活動の強化

○商工会加入メリットのPRと加入促進

また今回の総会においては、任期満了に伴う役員改選も行われ、役員体制も変わりました。これまで、商工会役員としてご尽力いただき、今回退任されました方に対し、心よりお礼申し上げます。

下記に、今回の総会で選任されました役員をご紹介します。

職名	氏名	事業所名
会長	金子 博之	はぎわらe（株）
副会長	倉地 正伸	（有）倉地写真店
副会長	島 秀太郎	日産工業（株）
理事	成瀬 巧	（有）成瀬製置
理事	森本 孝男	（有）森本ゴム工業
理事	日下部 譲	（有）萩原チキンセンター
理事	桂川 典輝	（株）ライフメタル桂川
理事	下町 竜司	（有）下町自動車工業

理事	吉本 拓也	コイケ看板（株）
理事	二村 淳	（有）フタムラ設備
理事	小池 憲治	萩原日石（株）
理事	大前 良雄	テラー大前
理事	青木 大輔	（有）時計・宝石・メガネの青木
理事	田中 茂之	（有）田中新聞舗
理事	井戸 忍	（株）岐阜機工
理事	今井 康徳	飛騨フォレスト（株）
理事	中林 かず代	（株）サンライト工業
理事	青木 孝浩	（株）共和設備
理事	倉地 貞之	（有）倉地製材所
理事	中川 敬久	中 松 屋
理事	青木 秀幸	（有）青木建工
理事（青年部長）	上野田 又輔	天領酒造（株）
理事（女性部長）	今井 弥生	正 華 堂
監事	戸谷 吉之	（株）天 狗
監事	船坂 時彦	うお時商店（有）

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症、豪雨による被害など、厳しい状況を乗り切ってくる中、物価高騰等、まだまだ厳しい経営環境の中で、令和6年度においても、会員の皆さまの不安感を拭えるよう、役職員一丸となって相談体制の充実を図ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

商工会では商工業者や地域の発展のために、いろいろな事業を行っているんだね。



融資のご相談は商工会へ！ 日本政策金融公庫「マル経融資」

「マル経融資」とは、国が100%出資している金融機関である日本政策金融公庫から受けられる公的な融資制度です。正式名称は「小規模事業者経営改善資金」といいます。

マル経融資の特徴は、融資の窓口は商工会で、融資元は日本政策金融公庫と役割が分かれている点です。小規模事業者（個人事業主や中小企業）は、商工会を通じて融資を受けられるよう日本政策金融公庫へ推薦してもらい、審査に通ると

日本政策金融公庫から融資が受けられることになります。無担保・無保証人・低利で利用できる融資制度です。

すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。先ずはお電話を！



資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
返済期間	7年以内（据置期間1年）	10年以内（据置期間2年）
利 率	年1.35%（令和6年5月1日現在）	
申込時の必要書類	・直近2期分の決算書、確定申告書（決算後6ヶ月以上経過している場合は試算表） ・登記簿謄本（法人の場合） ・設備資金の場合、見積書・カタログ等の資金使途がわかるもの。 ・納税証明書 等 ※あくまで主なものです。追加資料をお願いする場合があります。	

嫌いなことをやれといわれてやれる能力は、後で必ず生きてきます。イチロー

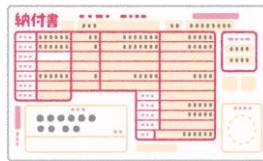
裏面につづきます。

※新型コロナウイルス感染症関連として、売上高の減少状況により、一〇．五％利率の適用、据置期間延長等の適用があります。

※下呂市による利子補給制度もあります。（償還開始日から12ヵ月間、利子額の全額を補助）

源泉所得税納期特例事業者の方… 半年分の納付期限は7月10日

従業員の皆さんから預かっている源泉所得税。「源泉所得税の納期の特例」の届け出を出されている事業者の方は、1月～6月分の半年分を7月10日までに納付しなければなりません。忘れないようにしてください。



※給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税および復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

この特例を受けるためには、事前の申請が必要です。尚、今回から「定額減税」が実施されます。6月1日以後に支払う給与・賞与に対する源泉徴収税額から、その時点での定額減税額を控除しなければなりません。ご注意ください。

令和6年度全国安全週間

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されて来ました。この努力により労働災害は長期的に減少しているところですが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人ひとりが安全に働くことができる職場環境を築くためには、昨年3月に策定された第14次労働災害防止計画にもとづく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取り組みが求められます。



☆令和6年度スローガン☆

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全」

○安全週間期間 令和6年7月1日（月）～7日（日）

○事業所が全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等で経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

②安全パトロールによる職場の総点検の実施

③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間

及び準備期間にふさわしい行事の実施



全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性について、経営トップの認識をさらに深めていただくと同時に、安全活動を着実に推進していただきますようお願いいたします。

下呂市中小企業持続化支援事業補助金

◇募集期間 令和6年5月1日（水）～ ※予算上限に達し次第終了

◇補助対象事業

業務効率化（生産性向上）、売上向上、販路開拓、事業承継を図る事業

◇補助対象経費

- ①事業所等改装費
- ②事業用車両購入・改装費
- ③設備及び備品購入費
- ④広報費
- ⑤ウェブサイト関連費
- ⑥展示会等出展費
- ⑦新商品開発費

※補助対象とならない経費

通常の事業活動のための経費、単なる取替え更新等の経費、市外事業所での事業活動に使用する経費 など

◇対象者要件

- ①市内の商工会の会員であること。
- ②市内に事業所を有し、現に市内で事業活動を行っていること。
- ③市税を完納していること。

◇補助金額（1事業者あたり同一年度 上限10万円）

補助対象経費の2／3以内（1,000円未満切捨て）

◇問合せ先 下呂市観光商工部商工課・萩原町商工会



設備投資を 応援します！設備投資税制優遇措置

中小企業者等が設備投資を行った場合、国は生産性を高めるような設備等の取得を支援する観点から、税制優遇措置を設けています。



◇中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、一定の設備の取得をした場合に即時償却または取得価格の10％が税額控除できる制度。（所有権移転外ファイナンス・リース取引引きにより導入した設備は税額控除のみ）

◇中小企業投資促進税制

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できるが、中小企業経営強化法とは対象設備が異なる。

この他、設備投資促進に関する税制優遇制度があります。

※各制度の詳細は、「国税庁」のホームページをご覧ください。またファイナンスリース取引については「リース事業協会」のホームページもご覧ください。

☆商工会新規加入ありがとうございます！☆

下呂再生砕石販売協同組合 さん （西上田）

これからよろしくお願いいたします。

